

一般財団法人山岡記念財団賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人山岡記念財団（以下「この法人」という）の賛助会員に関して必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 この法人の目的、事業に賛同する団体若しくは企業又は個人は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員になろうとする者は、賛助会員申込書（様式1）に所定の事項を記入し、理事長に申し込むものとする。

(会員種別)

第3条 賛助会員は、次の各号に定めるところにより、法人賛助会員、個人賛助会員に区分する。

- (1) 法人賛助会員 団体又は企業である賛助会員をいう。
- (2) 個人賛助会員 個人である賛助会員をいう。

(賛助会費)

第4条 賛助会員は、次の各号に規定する賛助会費を、加入年度においては加入時に、次年度以降は毎年の当初に、原則として一括して納入するものとする。

- (1) 法人賛助会員 1口1万円 1口以上
- (2) 個人賛助会員 1口3千円 1口以上

(賛助会費の用途)

第5条 前条の賛助会費は、その50%以上を定款第4条の事業に使用するものとする。

(賛助会員の特典)

第6条 賛助会員は次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が主催する講演会、公演、セミナー等に優先的に参加できる。
- (2) この法人が主催する講演会、公演、セミナー等に割引料金又は無料で参加できる。

(除名)

第7条 賛助会員が次の各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、賛助会員として相応しくないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき。

(退会)

第8条 賛助会員はいつでも、賛助会員退会届（様式2）を理事長に提出することにより退会することができる。

- 2 前項の場合、既納の賛助会費は返還しないものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

付則

この規程は、平成28年12月2日から施行する。